

食品衛生責任者取得研修会を開催します

～ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会～

ひたちなか・東海・那珂協議会では、当地区の生産者が一丸となり消費者に信頼されるほしいもの産地を目指すため、ほしいも生産者を対象とした食品衛生責任者の資格取得のための研修会を下記のとおり、開催します。

開催要項

1. 開催日時

期 日：①令和3年7月29日(木), ②令和3年8月31日(火)

時 間：10時00分～18時00分頃



2. 研修内容

- ・食品衛生責任者養成講習会 (公益社団法人茨城県食品衛生協会)
- ・営業届について (茨城県ひたちなか保健所)

3. 会場

ひたちなか市文化会館 大ホール (住所：ひたちなか市青葉町1-1)

4. 受講料

10,000円 (税込み, テキスト代含)

※このうち協議会組合員に限り, 5,000円を協議会より補助しますので, 当日は5,000円徴収いたします。ただし, 協議会組合員につき1名に限ります。

※昼食代, 飲み物代, 交通費等は, 個人負担となります。

5. 申込方法

- ・協議会に所属されている方には, 別途案内及び申込書をお送りさせていただいております。
- ・協議会に所属しておらず, 受講を希望されるほしいも生産者の方は, 下記問合せ先まで, ご連絡ください。
- ・申込の受付後, 講習会開催通知書(受講票)・会場案内図等を送付いたします。

5. その他

- ・新型コロナウイルス感染症対策により, 原則として会場内の受講者は, 申込者本人のみ(1名)とさせていただきます。
- ・原則, 事前申込制とし, 講習会当日の会場での受講申込受付はいたしません。

食品衛生責任者の設置・営業届の義務化について

令和3年4月22日の厚生労働省通知により, 食品衛生法の改正に, 下記のとおり変更がありました。

◎変更前

すべてのほしいも生産者が義務対象

◎変更後(令和3年4月22日の厚生労働省通知)

自ら生産した甘藷を原材料としてほしいもを生産する場合に限り, 義務対象外

《問合せ先》

ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会事務局(ひたちなか市農政課) TEL:029-273-0111(内線1333)